

浄化槽を使うときの

# 3つの約束

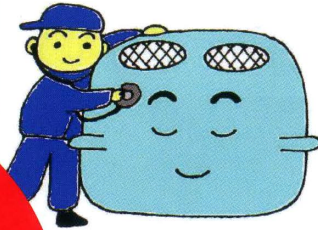


浄化槽は、微生物の力で水の汚れを分解する装置です。

この浄化槽が正しく働きつづけるために、

法律（浄化槽法）では浄化槽を使う人に3つの義務を定めています。

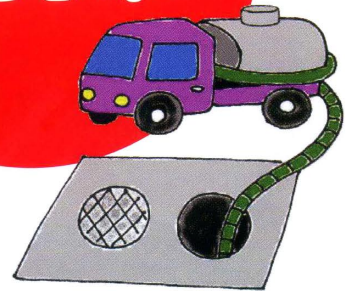
浄化槽のいろいろな装置が正しく作動していることを点検・診断します。



浄化槽の中にたまった汚泥などをとり除き、内部を洗浄します。

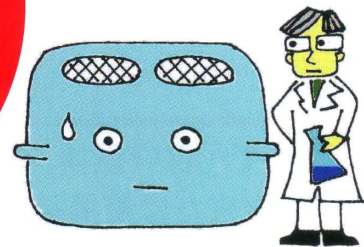
## 保守 点検

## 清掃



浄化槽が正しく機能していることを確認するために、法律（浄化槽法）で義務づけられている検査です（年1回）。

## 法定 検査



**ブロー（モーター）の電源は切らないこと**

浄化槽には、常に空気を送り込む必要がありますので、ブロー（モーター）の電源は切らないでください。  
また、腐敗タンク方式の場合は通気口をふさがないでください。

**浄化槽の上部又は周辺には、物を置かないこと**

保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある物を置かないでください。

**劇薬を含む洗剤の使用は避けること**

便器掃除に劇薬成分を含む洗剤等を使うと、浄化槽内の微生物が死んでしまう事があります。便器の汚れは、なるべく早めにぬるま湯や薄い石鹼液で落としてください。

**トイレトペーパーを**

必ずトイレトペーパーを使用するようにしてください。（できるだけ再生紙が好ましい。）新聞紙、タバコの吸い殻、紙おむつ、衛生綿、生理用品などの異物は絶対に流さないでください。

**台所からの排水について**

油脂類はできるだけ浄化槽内に流入させないでください。  
（フライパンに残った油は、紙等で拭き取ってから洗ってください。）

**故障や異常が発生した場合は…**

異常な臭気が発生したり、モーターが止まってしまった場合には直ちに保守点検業者に連絡し修理してください。また、困った時は浄化槽に関する相談窓口を利用してください。